

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 582

平成22年 9月13日(月曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪府北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

F P

税務会計

トランクルームの多様なサービス
利用料・補償体制の確認が重要

最近、個人の荷物を収納するトランクルームが首都圏中心に活況を呈している。元々手狭な住宅が根底にあるが、特に東南アジア中心に海外移住が増えたこと、不況でオフィスビルの空室率を下げたい思惑などが主な原因。赴任先の住宅には家具などが常備されており、社宅などを引き払って家族ごと赴任するとなると、持参しない家具、電気製品、衣服など什器・調度品類の日本での保管場所に窮する。

通勤族に限らず30~40代の子育て世代は、自宅スペースの有効活用を念頭に置く。一方、この世代はこだわりの趣味を持つ人が多く、CDや楽器、書籍などの保管場所も確保したい。

寺田倉庫(東京都)はこの業界の老舗だけあって、顧客の需要に応じて多様なサービスを展開している。空調を完備し、保管責任(損害補償)を果たす倉庫で書籍類専用の「ほんパック」、衣類をハンガーに吊したまま保管する「はんがーパック」などがある。ロッカー式の「ワインセラー」は超人気を博しており、絵画、ピアノなどの高価品も預かる。トランクルームに対してレンタル収納スペースは賃貸借契約で、管理は原則、利用者の自己責任となるが、盗難、火災に補償する業者もある。

破損や料金トラブルなど国民生活センターへの相談件数は過去10年間で701件、うち東京、埼玉など首都圏が約6割を占めている。利用の際には、日数・広さ=利用料、補償体制をしっかりと確認することが求められる。

経産省、11年度改正に向けて要望
中心は法人実効税率の5%引下げ

経済産業省がこのほど発表した2011年度税制改正に関する要望によると、経済成長及び雇用確保を実現するための産業競争力の強化の観点から、①法人実効税率の引下げ、②研究開発投資の充実のため、研究開発促進税制の税額控除限度額の引上げ(20%→30%)措置の維持、③日本のアジア拠点化のため、他のアジア諸国に比肩しうる税制優遇制度の創設、④ナフサや石炭の原料用途免税等の恒久化、などを掲げた。

法人実効税率の引下げでは、わが国の立地競争力を高めるため、国際的水準を目指して主要国並みに段階的に引き下げるべく、法人税率を5%引き下げ、その際課税ベースの拡大を含め、財源確保に留意するとしている。

表面実効税率の国際水準はこの10年間で25~30%に引き下げられており、日本の法人税の実効税率は40.7%で、経済開発協力機構(OECD)加盟30カ国の平均約26%やアジア平均の約25%に比べ、突出して高い。経産省では、EU15カ国ではこの10年間で表面実効税率を10%程度引き下げても、法人設立の増加等により、名目GDPに占める法人税収のウェイトは増加傾向にあるとの「法人税パラドックス」を示している。

財界を中心に法人税引下げを求める声強いが、5%引き下げると税収が1兆円程度減る見込み。政府は、新たな減税措置は新たな財源の確保を条件とするルールを設けているが、経産省は具体的な財源案を示していない。今後の財務省の調整が注目される。

今週のキーワード

トランクルーム

トランクルームには、倉庫業者が荷物を保管するサービス(寺田倉庫など)とレンタル収納スペースサービス(ピードumont=東京都など)に大別される。国土交通省は01年に認定制度を設け制度化した。日本倉庫協会のHPは地域別に業者選択でき参考になる。利用上の注意として、①預けたい物品の情報を正しく伝える②利用料金や運送料金の確認③損害が出たときの補償内容や金額の確認④契約内容の確認を呼びかけている。まず現地で設備を確認することが先決という。